

令和5年住宅・土地統計調査の実施 に向けた主なポイント（案）

令和4年10月26日

総務省統計局 統計調査部 国勢統計課

令和5年住宅・土地統計調査の概要（案）

調査の目的

○我が国における住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住生活関連諸施策の基礎資料を得ることを目的として実施するもので、昭和23年以来5年ごとに行っており、令和5年調査はその16回目に当たる。

調査の概要

- 調査日：令和5年10月1日（日）午前零時現在
- 調査地域：令和2年国勢調査調査区の中から全国平均約5分の1の調査区を抽出し、これらの調査区において令和5年2月1日現在により設定した単位区のうち、約19.9万単位区について調査を実施する。
- 調査対象：令和5年10月1日現在、調査単位区内から抽出した住宅及び住宅以外で人が居住する建物並びにこれらに居住している世帯（約340万住戸・世帯）
※標本設計の見直しにより前回の平成30年調査（約370万住戸・世帯）から1割程度、調査対象を削減
- 調査事項：
[住宅等に関する事項]
居住室数及び広さ、所有関係、敷地面積、構造、建て方など
[世帯に関する事項]
世帯の構成（世帯人員数、性別、年齢等）、年間収入、通勤時間、入居時期、住環境に関する事項（安全性、快適性等）、現住居以外の住宅及び土地に関する事項など
- 調査の流れ：総務省→都道府県→市町村→統計調査員（指導員）→統計調査員（調査員）→調査対象住戸・世帯
※調査書類は同時配布方式により配布
※回答方法は①オンライン、②郵送、③調査員回収のいずれかの方法による（調査対象世帯が選択）

結果の利用

- 国及び地方公共団体が住生活基本法に基づき作成する住生活基本計画に係る住宅関連諸施策の策定及び成果指標
- 耐震や防災を中心とした都市計画の制定
- 経済財政白書等における分析・評価
- 国民経済計算の推計 など

令和5年調査の主なポイント（1 標本設計の見直し）

○前回答申における「今後の課題」

○前回答申における「今後の課題」として標本設計の見直しが掲げられたことを受け、標本設計の見直しを実施

【前回答申における課題】

- ①本調査では、国勢調査の結果から得られた調査区数を母集団情報として第1次抽出単位となる調査区数を設定する標本設計を採用しているが、今後も人口の高齢化等に伴う単身世帯を中心とした世帯数の増加に連動し、報告者数の増加が想定される。このため、報告者及び実査事務の負担軽減を図る観点から、結果利用にも留意しつつ標本設計の見直しの余地について検討する必要がある。
- ②人口1万5000人未満の町村別の結果表章の要望等を踏まえ、例えば大都市部の標本数を削減し、人口1万5000人未満の町村に標本数を振り替える場合の結果精度や標本数の見直しによる実査事務の業務量等についても十分に検証・検討する必要がある。

従来の標本設計

<層化2段抽出法>

調査区抽出（第1次抽出）

市区町村別に人口規模に応じて設定した抽出率により、国勢調査調査区から標本調査区を抽出



調査区内住戸抽出（第2次抽出）

標本調査区から17住戸を無作為抽出

【問題点】

母集団となる国勢調査調査区数の増減に連動し、本調査の標本調査区数も増減。単身世帯の増加傾向に伴い、**標本調査区数は年々増加**

(単位：万)

調査年次	国勢調査調査区数	住宅・土地標本調査区数
平成25年	100.8	20.6
平成30年	103.7	21.8
令和5年	106.5	

市区町村の結果表章

【市区町村別結果の表章の有無】

市区	町村	
	人口1万5千以上	人口1万5千未満
○	○	×

※全国、都道府県別結果の代表性を確保する観点から、人口1万5千未満町村にも一定数の標本調査区を割り当てている。

令和5年調査の主なポイント（1 標本設計の見直し）

○令和5年調査における対応

- ①報告者及び実査事務の負担軽減並びに世帯数に応じた事務の平準化を実現しつつ、前回調査程度の目標精度を確保する観点から標本設計を見直し、令和5年調査の標本調査区数は、19万9000（前回調査は21万8000）とする。
- ②人口1万5000人未満の町村について、一定の精度を確保した結果表章を行うためには、前回調査実績との比較で約3倍の標本調査区数が必要であること、同町村に対し結果表章の希望の有無を確認した結果、95%の町村において希望していないことを踏まえ、従前どおりの結果表章とする。

見直し後の標本調査区数の決定方法

- ①目標精度達成に必要な最少標本調査区数を算出
(市区町村の人口規模から、各市区町村の世帯数別に標本調査区数を抽出する方法に変更)
- ②地方事務負担の平準化のための再配分（線型変換法により世帯数比例的に市区町村に再配分）を実施

標本調査区数
19万9000（前回調査比 ▲8.8%）

（参考）統計委員会への報告

- 令和5年調査は令和4年度の段階で準備事務（単位区設定事務）が開始されることから、標本設計の見直しについては令和4年度概算要求に間に合うように設計する必要があり、令和3年5月26日に開催された統計委員会において、標本設計の見直しについて説明を行っている。
- その結果、①標本設計は前回の課題を踏まえて精度を維持しつつ負担軽減を図るという方向で、適切に対応されているものと判断、②人口1万5000人未満の町村の表章についても、調査全体として大幅な負担増を招くことや、それを超えるニーズが見られないことから、現行の対応を維持するということで適切な対応である旨の取りまとめが行われている。

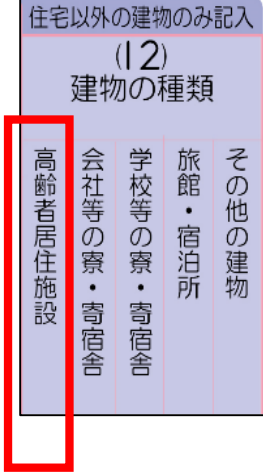
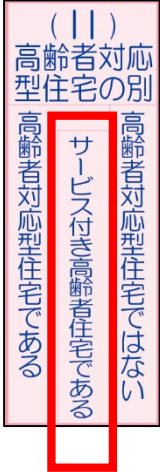
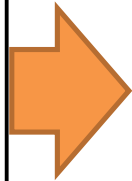
令和5年調査の主なポイント（2 調査事項等の見直し）

○高齢者の住まい方の更なる実態把握

- 「サービス付き高齢者住宅」や老人ホーム等の「高齢者居住施設」への入居実態を初めて把握するとともに、住宅における高齢者等のための設備等についても把握を充実
 - 世界に類を見ない超高齢社会を迎えている我が国における高齢者の住まい方をよりの確に把握する。

【建物調査票】（調査員が把握）

- 共同住宅について「サービス付き高齢者住宅」であるか否かを新たに把握
 - 「サービス付き高齢者住宅」に居住する高齢者世帯の居住実態や前住居の状況などを明らかにする。
- これまでは老人ホーム等の施設については「その他の建物」として把握していたところ、今回はこれを「高齢者居住施設」として新たに把握
 - 「高齢者居住施設」に居住する世帯人員の合計やそのうち65歳以上の世帯人員数などを明らかにする。



【調査票甲・乙】（世帯が回答）

- 「高齢者等のための設備等」の選択肢として「浴室暖房乾燥機」を新たに把握
 - ヒートショック等の高齢者の家庭内における事故の未然防止・抑制を推進する観点から実態を把握する。



16 高齢者等のための設備等 ・当てはまるものすべてに記入してください

玄関	トイレ	浴室	脱衣所	廊下	階段	居室	その他	またぎやすい高さの浴槽	浴室暖房乾燥機	廊下などが車いすで通行可能な幅	段差のない屋内	道路から玄関まで車いすで通行可能	これらの設備はない
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

令和5年調査の主なポイント（3 調査方法等の見直し①）

1 調査員による調査票の配布事務の見直し

前回調査における調査票の配布事務

①同居世帯（全世帯の0.6%）への配布：

- ・調査員が主世帯（全世帯の99.3%）に同居世帯の有無を確認し、同居世帯があった場合、同居世帯にも追加で調査票を配布

②寮などの住宅以外の建物に居住する世帯（全世帯の0.14%）への配布：

- ・調査員が当該建物に住む世帯に世帯の種類を確認し、その世帯の種類に応じて必要な枚数の調査票を配布



○調査員による世帯との接触が困難化する中、同居世帯は全世帯の0.6%、住宅以外の建物に居住する世帯は全世帯の0.14%にもかかわらず、全世帯への所要の確認作業等が発生する点について見直しが必要

令和5年調査における対応

①同居世帯への配布：

- ・同居世帯の有無の確認作業を不要とし、主世帯にのみ調査票を配布（※）

②寮などの住宅以外の建物に居住する世帯への配布：

- ・世帯の種類の確認作業を不要とし、建物全体に対して1枚の調査票を配布（建物単位で調査に回答）

→ 調査員の事務負担軽減、報告者負担の軽減等に資するとともに調査員と世帯の接触機会の削減に伴い、新型コロナウイルスの感染防止等にも資する。

※主世帯が同居世帯の有無・世帯数・世帯人員、同居世帯が使用する居室数・畳数を回答。なお、これらの項目について主世帯が回答可能である旨、試験調査において検証済みである。

令和5年調査の主なポイント（3 調査方法等の見直し②）

2 オンライン回答の更なる推進

- 住宅・土地統計調査は政府統計共同利用システム（オンライン調査システム）を利用してオンライン調査を実施（参考）過去のオンライン回答率：平成25年 7.9% 平成30年 23.3% 令和5年試験調査 22.3%
- 令和5年調査ではオンライン回答の更なる推進に向け、一時回答自動保存機能の導入、変更後のパスワードの初期化対応などを実施予定
 - ログインした人が途中で回答を断念することなく、最後までスムーズにオンライン回答できるようにシステムの利便性の向上を図る。
- 併せて、調査書類のデザイン、広報の実施面でオンライン回答のメリットを強調
 - オンライン回答率の向上を目指す。

【システムの利便性向上のイメージ】

土地統計調査 電子調査票甲

ログアウト

I あなたの世帯について

1 世帯の構成

ふだん住んでいて、家計を主に支える人と生計を共にしている人についてもれなく入力してください

- 単身赴任、出かせぎなどで、この住居を離れて3か月以上（その見込みを含む）になる人は除きます
- 住み込みの家事手伝いも含めます
- 住み込みの従業員や下宿人は別の世帯としますので、人員から除きます

(ア) 世帯人員の合計

人

一時回答保存

戻る 次へ

○現状、画面を操作せずに60分程度経過すると自動的にログアウトとなり、一時回答保存していないデータは消滅



○これを防止するため、回答のボタンを押下した時点で自動的に回答を保存する仕組みを導入

戻る 次へ

ボタン押下時に
「一時回答保存」を同時実行

集計について

1 集計体系について

○前回調査において集計体系を整理済み（公表早期化にも対応済み）であるため、令和5年調査では前回の集計体系（以下①～④）を踏襲

- ①住宅数概数集計（前回：平成31年4月公表）
- ②住宅及び世帯に関する基本集計（前回：令和元年9月公表）
- ③住宅の構造等に関する集計（前回：令和2年1月公表）
- ④土地集計（前回：令和2年3月公表）

2 集計事項について

○令和5年調査では調査事項に大きな変更もないため、前回の集計事項を踏襲

当面の主要スケジュール（案）

令和4年

10月26日：令和5年住宅・土地統計調査に関する研究会（第7回・最終回）

11月下旬：統計委員会（調査計画案に係る諮問）

12月上旬：人口・社会統計部会（第1回）

12月中旬：統計委員会（中間報告）

12月下旬：人口・社会統計部会（第2回・最終回） ※予備日が1月上旬

令和5年

1月中旬：統計委員会（調査計画案に係る答申）